

平成23年度実施政策に係る事前分析表

(農林水産省23-2)

政策分野名	国産農畜産物を軸とした食と農の結び付きの強化					公表時期	平成23年11月				
担当部局名	生産局（大臣官房食料安全保障課、消費・安全局、食料産業局） 〔 生産局総務課、大臣官房食料安全保障課、消費・安全局消費者情報官、食料産業局産業連携課、生産局穀物課/貿易業務課/園芸作物課/地域作物課/技術普及課/農業環境対策課/畜産企画課/畜産振興課/牛乳乳製品課/食肉鶏卵課 〕					政策評価体系上の位置付け	食料の安定供給の確保				
政策の概要	<p>これまで、需要が減少している用途に対して生産を抑制する施策が進められてきた一方で、需要が増加している用途に対して、供給面における対応が十分にできていなかったことから、国産農畜産物を軸とした食と農の結び付きを強化する。 このため、農業と国民との結び付きの強化、地産地消の推進等のための施策を行う。</p>										
政策に関する内閣の重要政策	食料・農業・農村基本計画(平成22年3月30日) 第3 1 (2)国産農産物を軸とした食と農の結び付きの強化 ① 国民との結び付きの強化 ② 地産地消の推進					評価実施予定時期	平成24年度				
施策(1)	農業と国民との結び付きの強化										
目標①	生産数量目標の達成に向けた国産農畜産物の消費喚起及び供給拡大										
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
(ア) フード・アクション・ニッポン (注1)における推進パートナー (注2)数	3,458社	22年6月末	6,000社	23年度	6,000社	—	—	—	—	<p>フード・アクション・ニッポンの趣旨に賛同し、積極的に国産農畜産物の消費拡大に取り組む民間企業・団体等の増加により、国産農畜産物の消費拡大に結びつくことから、指標として設定した。基準とした平成22年6月末の推進パートナー数は、3,458社(約3,500社)であった。</p> <p>フード・アクション・ニッポンにおいては、米粉の消費拡大、食と農の結び付きの強化等3つの重点テーマ毎に推進パートナーを500社獲得する(3×500=1,500社)。加えて、米の消費拡大に係る企業・団体等(600社)を推進パートナー化することや、重点テーマ間の連携による波及効果も踏まえ、更なる推進パートナーの獲得(400社)を目指すこととし、23年度末の目標を6,000社とした。</p> <p>なお、平成23年度は、米粉の消費拡大以外の重点テーマに替えて、東日本大震災の復興を応援する「食べて応援しよう!」を重点実施しており、本テーマで推進パートナーを1,000社獲得することとする。</p>	

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準値	基準年度	目標値	目標年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
(イ) 朝ごはんの摂取促進等を通じた米の消費拡大(一人当たりの米の消費量)	59kg	20年度	62kg	32年度	前年度の一人当たりの米の消費量の増減率(-0.8%)と同等以上とする	前年度の一人当たりの米の消費量の増減率と同等以上とする	前年度の一人当たりの米の消費量の増減率と同等以上とする	前年度の一人当たりの米の消費量の増減率と同等以上とする	前年度の一人当たりの米の消費量の増減率と同等以上とする	食料・農業・農村基本計画において、平成32年度の一人当たり米の消費量を62kgに引き上げる目標を掲げたところである。一方、食生活の欧米化や多様化により米の消費量は減少傾向で推移してきているところである。したがって、この目標を達成するためには、まず、この減少傾向に歯止めをかけることが必要なことから、年度ごとの目標値に「前年度の一人当たりの米の消費量の増減率と同等以上とする」を設定した。年度ごとの具体的な目標値は前年度の実績値に応じて設定することとした。 ※評価実施時期に、評価対象年度の実績値を把握できなかったことから、年度毎の目標値は、前年度の値を記入している。
(ウ) 日本型食生活の実践に取り組む人の割合	17%	21年度	27%	27年度	19%	21%	23%	25%	27%	米を中心に水産物、畜産物、野菜等多様な副食から構成される食生活のパターンである「日本型食生活」の普及・啓発を図ることは、栄養バランスの改善に寄与するものと考えていることから、「日本型食生活の実践に取り組む人の割合」を平成23年度から毎年度2%ずつ向上させ、平成27年度に27%とすることを目標とした。 なお、「日本型食生活の実践に取り組む人の割合」は、消費者情報官において実施している食生活指針 ^(注3) の実践状況等に関する調査の結果により算定することとし、「主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを」、「ごはんなどの穀類をしっかりと」、「牛乳、乳製品、緑黄色野菜、豆類、小魚などで、カルシウムを十分にとりましょう」、「脂肪のとりすぎをやめ、動物、植物、魚由来の脂肪をバランスよくとりましょう」、「食文化や地域の産物を活かし、ときには新しい料理も」の5項目すべてについて、「ほとんどできている」または「おおむねできている」と回答した者の割合としている。

<p>(エ) 生産者と実需者の連携による米粉用米・飼料用米^(注4)の利用拡大のための「米穀の新用途への利用の促進に関する法律」に基づく生産製造連携事業計画の認定数</p>	28件	21年度	100件	24年度	76件	—	—	—	—	<p>食料・農業・農村基本計画においては、平成32年度の食料自給率目標を初めて50%に引き上げ、麦、大豆などととも、米粉用米は50万トン、飼料用米は70万トンに拡大させる目標を掲げている。</p> <p>米粉用米・飼料用米の現状は、平成21年度に米粉用米の作付面積が2,401ha(平成20年度:108ha)、飼料用米の作付面積が4,129ha(平成20年度:1,611ha)となるなど、米粉用米・飼料用米の本格的な生産が始まっている。</p> <p>今後の生産拡大を図るため、生産者と実需者の連携を図り、需要(利用)の拡大を図ることが基本となることから、「米穀の新用途への利用の促進に関する法律」(平成21年法律第25号)における農林水産大臣の認定を受けた生産製造連携事業計画に基づき、3年～5年単位で実施する安定的な取組を増やすことが施策の進展を図る上で中心となっている。平成21年度の認定数は28件となっており、引き続き関連施策の推進によって、平成24年度においては認定数100件を目指すこととした。</p> <p>平成21年度の生産製造連携事業計画の認定件数が、全国で28件(全国9ブロックでの平均認定件数は1ブロック約3件)となっており、目標年である4年目の平成24年度には概ね100件を見込んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度認定数28件/全国9ブロック≒認定数3件/ブロック/年 ・認定数3件×全国9ブロック×4年(平成21年度～24年度)≒認定数100件 <p>各年度の目標値については、目標年度(平成24年度)に認定数100件に達するよう、平成21年度の認定実績28件に、毎年24件づつを加えた件数を各年度の目標値とした。</p>
<p>(オ) 国産小麦の新たな仕向け先用途として開拓すべきパン・中華めん用品種^(注5)の作付シェア</p>	7%	20年	19%	32年	9%	10%	11%	12%	13%	<p>食料・農業・農村基本計画において、平成32年の生産数量目標を現状(20年産88万トン)から倍増の180万トンと設定している。この意欲的な目標を達成するためには、二毛作の拡大等供給能力の向上のみならず、需要面の制限要因を克服する必要がある。</p> <p>国産小麦は、これまで日本めん(うどん等)用途を中心に供給してきたが、需要量に限りがあり(61万トン(平成19年度推計。以下同じ。))、すでに国産が約7割を占めていることから、大幅な供給拡大が見込めない状況にある。このため、生産数量目標の達成に向けて、需要のすそ野が広い(198万トン)ものの、これまで国産が苦手としてきたパン・中華めん用小麦(国産割合1割未満)の作付けを拡大し、外国産麦を置き換える必要があることから、パン・中華めん用品種の作付面積のシェアを指標として設定した。</p> <p>生産数量目標180万トンの達成に必要な作付面積約40万haのうち、日本めん用品種等の作付面積は、小麦加工食品の需要見通しや実需者の意向等を踏まえると約32万ha強が限界と見込まれ、残りの7万ha強(作付シェア19%相当)にパン・中華めん用専用品種の作付けが必要となることから、パン・中華めん用品種の作付シェアの目標を19%と設定し、平成32年度までにパン・中華めん用小麦の新品種の開発・種子の増殖に合わせて段階的に作付シェアを拡大させる。</p> <p>各年度の目標値については、基本的には、一定割合で徐々にシェア拡大するものと見込むが、平成24年度から北海道において既存品種に比べ収量性の改善された秋播き^(注6)新品種の一般栽培が開始され、さらに平成28年度からはより多収な新品種が導入される見通しのため、これら品種の種子増殖に合わせて一時的にシェア拡大の速度が高まると見込み、各年度の目標値を設定した。</p>

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	基準年度	目標年度	目標年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
(カ) 増産に向け必須となる単収向上及び実需者への安定供給を図るための大豆300A技術 ^(注7) 等の導入面積	約21,000ha	20年	59,000ha	32年	34,000ha	37,000ha	40,000ha	43,000ha	45,000ha	<p>大豆は平成20年産では約15万haで約26万トンが生産されているが、食料・農業・農村基本計画では、平成32年産において60万トンへと大幅に増産する目標を掲げている。</p> <p>この目標を達成するためには作付面積の大幅な拡大が必要だが、大豆の作付けに適した不作付け地は面積が限られていることから、作付面積は最大30万haと見込んでいる。</p> <p>しかし、H20の単収178kg/10aで30万haに作付けしても、生産量は53万トンと、目標の60万トンに達しないため、単収を向上させる必要がある。</p> <p>大豆は湿害に弱く単収が低いため、特に水田について単収向上を図ることとし、平成32年度に単収向上・作柄安定技術である「大豆300A技術」等を59,000ha導入し、この技術の導入効果等により単収を大きく向上させ、併せて実需者への安定供給を図ることで、60万トンの生産目標を達成することとした。</p> <p>各年度の目標値については、毎年、一定量で増加するものとして設定した。</p> <p>(大豆300A技術等導入面積の算出) $60\text{万トン} = \underbrace{((30\text{万ha} - X) \times 178\text{kg}/10\text{a})}_{\text{300A技術等以外の面積}} + \underbrace{(X \times 300\text{kg}/10\text{a})}_{\text{300A技術等の面積の単収}}$ $\therefore X \approx 59,000\text{ha}$</p>
(キ) 加工・業務向け指定野菜(ばれいしょを除く) ^(注8) の出荷量	815千t	20年	1,327千t	32年	902千t	945千t	987千t	1,030千t	1,072千t	<p>食料・農業・農村基本計画における野菜の平成32年度における生産努力目標は、現状(平成20年度1,265万トン)と比べ約43万トン増大させて、1,308万トンと設定している。この目標を達成するためには、野菜需要の過半を占めているものの、国産比率が低下している加工・業務向け需要において、国産野菜の比率を高める必要がある。このため、平成21年度から実施している国産原材料サプライチェーン構築事業等の施策効果により、特に国民生活上重要な野菜である指定野菜について、加工・業務向けの出荷量を増大させることにより実現しようとしている。具体的には、各年度において加工・業務向けの取組が着実に推進され、平成17年から平成20年までの加工向け出荷量、平成19年から平成20年までの業務向け出荷量の趨勢が平成32年まで維持されることを見込み、平成20年の82万トンから平成32年の133万トン(+51万トン)とすることを目標値として設定した。</p> <p>各年度の目標値については、一定割合で増加するものとして設定した。</p> <p>※評価実施時期に、評価対象年の実績値を把握できないことから、年毎の目標値は、前年の値を記入している。</p>

<p>(ク) 野菜の市場入荷量の変動の抑制(変動係数)</p>	1.8%	17年	1.6%	27年	1.7%	1.7%	1.7%	1.6%	1.6%	<p>食料・農業・農村基本計画の「表1 生産数量目標と克服すべき課題」において、野菜は、外食、中食や加工向けの国産野菜の安定供給体制の確立が求められている。</p> <p>上記の実現に向け野菜価格安定対策を実施し、消費者への野菜の安定供給が図られることから、市場入荷量に着目し、その変動の抑制を指標として設定した。</p> <p>事業目標設定時の平成19年に、平成17年以前の過去10年間の市場入荷量を基に趨勢式を求め、その趨勢値と市場入荷量の乖離度を示す変動係数を5年平均し基準値1.8%を設定した。10年後の27年を目標年とし、基準値の1割減により目標値1.6%を設定した。</p> <p>天候の影響により変動係数は増減することが想定されるものの、27年まで毎年一定割合で減少する傾向があるとして、目標値を設定した。</p> <p>※評価実施時期に、評価対象年の実績値を把握できないことから、年毎の目標値は、前年の値を記入している。</p>
<p>(ケ) 消費者ニーズの高い優良果実の供給拡大(優良品目・品種への転換割合)</p>	0%	20年度	3%	26年度	1.2%	1.8%	2.4%	3.0%	—	<p>食料・農業・農村基本計画における果樹の平成32年度における生産数量目標は、平成20年度341万トンと同程度の340万トンに設定している。これは、平成20年度果樹栽培面積(25.5万ha)に対する減少率が、15～19年のトレンドでは16%減(1.3%/年)となるが、これを施策効果により5%減(0.4%/年)に抑えることにより達成しようとするものである。</p> <p>よって、施策全体として面積維持効果は0.9%/年(1.3%/年－0.4%/年)となり、基準年(20年)の翌年から施策対象期間終了時の平成26年度までの6年間で5.4%(0.9×6)となるが、このうち、約6割に相当する3%を、需要の見込めない品目・品種から消費者ニーズの高い優良品目・品種への転換により面積を維持する分と見込んだ。</p> <p>目標値としては、優良品目・品種への転換面積の比率で設定した。</p> <p>具体的には、22年度までの支援施策(果樹対策事業:平成19から22年度まで)による毎年の面積維持効果を0.3%/年、優良品目・品種への転換等をさらに加速させるための23年度以降の支援事業の面積維持効果を0.6%/年として設定した。</p>

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準年度		目標年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
(コ) 国産花きの産出額	4,012億円	20年	4,052億円	27年	4,023億円	4,029億円	4,035億円	4,040億円	4,052億円	<p>花きを取り巻く現状は、需要の低迷や販売単価の低下、輸入の増加など厳しい状況が続いており、国産花きの産出額は平成10年の6,346億円をピークに平成20年には4,012億円と3割程度落ち込んでいる。</p> <p>このため、生産者、卸売業者、小売り等が連携した花の日持ち性向上の取組や産地のブランド化等による高付加価値化を進め、国産花きの強みを伸ばすとともに、花きに関する正しい知識の普及を行うこと等により、国産花きの需要拡大を図ることが、花き産業全体の活性化に繋がることから、「国産花きの産出額の拡大」を指標として設定した。</p> <p>過去のトレンドで消費が減退した場合、平成27年には平成20年比で約4割程度需要が落ち込むと予想され、また、輸入も増加傾向にあることから、各般の施策によって、現状(平成21年)より国産花きの産出額が増加に転じるよう目標を設定した。</p> <p>具体的には、平成20年の国産花き産出額4,012億円に対して、平成27年には1%の増加の4,052億円を見込んでいる。</p> <p>※評価実施時期に、評価対象年の実績値が把握できないことから、年毎の目標値は、前年の値を記入している。</p>
(サ) チーズ向け生乳の生産量	44万t	21年度	86万t	32年度	60万t	64万t	68万t	72万t	77万t	<p>チーズ向け生乳については、輸入チーズを国産チーズに置き換えるためのチーズ向け生乳供給拡大対策や国産ナチュラルチーズの高付加価値化の推進、自給飼料基盤に立脚した酪農の推進により、食料・農業・農村基本計画における生乳の生産数量目標800万トン(平成32年度)のうち、チーズ向け生乳の生産数量を86万トンとしている。</p> <p>なお、平成32年度における目標数量である86万トンを達成するため、平成27年度までに77万トン(現在あるチーズ工場の処理能力の約9割)に拡大することを目標としている。</p> <p>また、計画では平成23年度は60万トンを見込んでおり、平成24年度以降平成27年度まで一定の割合で増加するものとして設定した。</p> <p>なお、昨年の猛暑と東日本大震災がチーズ向け生乳生産に与える影響については、現在、状況を注視しているところである。</p>
(シ) 国産食肉の利用拡大のため 国産牛肉、豚肉、鶏肉の生産量	牛肉52万t 豚肉126万t 鶏肉138万t	20年度	牛肉52万t 豚肉126万t 鶏肉138万t	毎年度	牛肉52万t 豚肉126万t 鶏肉138万t	牛肉52万t 豚肉126万t 鶏肉138万t	牛肉52万t 豚肉126万t 鶏肉138万t	牛肉52万t 豚肉126万t 鶏肉138万t	牛肉52万t 豚肉126万t 鶏肉138万t	<p>人口減少・高齢化社会の一層の進展が見込まれる中で、国産畜産物の安定供給により食料自給率向上に資するとともに、できる限り自給飼料基盤に立脚した国産牛肉、豚肉、鶏肉の生産、需要を維持する観点から、食料・農業・農村基本計画においても現行の生産水準である牛肉52万トン、豚肉126万トン、鶏肉138万トンを確保するものとして生産数量目標を設定しており、これを目標とする。</p>

<p>(ス) 国産鶏卵の継続的かつ安定的な生産・消費に資するため、鶏卵価格の安定化</p>	<p>±27.5%</p>	<p>過去6年間 (16-21年度) の変動幅</p>	<p>±25% 以内</p>	<p>毎年度</p>	<p>±25% 以内</p>	<p>±25% 以内</p>	<p>±25% 以内</p>	<p>±25% 以内</p>	<p>±25% 以内</p>	<p>鶏卵価格は、主として需要の変動により、春から夏にかけて低落し、冬場に上昇するという特性(季節変動)がある。しかしながら、通常の変動幅を超える卵価の低落は、鶏卵生産者の経営を圧迫し経営離脱を招く一方、高騰すると消費者への負担が大きい。人口減少・高齢化の一層の進展が見込まれる中で、需要に見合った生産への取組を行い、年間を通じた卵価の大幅変動を防ぐことは、生産者、消費者双方にとって極めて重要である。 過去6年間(平成16-21年度)の鶏卵の変動幅(2標準偏差)は、年間平均卸売価格±27.5%(JA全農たまご東京M相場)であることから、毎年度の卸売価格の変動幅を平均卸売価格±25%にすることを目標とした。</p>
<p>施策(2)</p>	<p>地産地消の推進</p>									
<p>目標①</p>	<p>地産地消推進の核となる直売所の運営・販売力の強化</p>									
<p>測定指標</p>	<p>基準値</p>	<p>基準年度</p>	<p>目標値</p>	<p>目標年度</p>	<p>年度ごとの目標値</p>					<p>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p>
<p>(ア) 年間販売額1億円以上の通年営業の直売所の割合</p>	<p>16%</p>	<p>18年度</p>	<p>50%</p>	<p>32年度</p>	<p>23年度 26%</p>	<p>24年度 28%</p>	<p>25年度 31%</p>	<p>26年度 33%</p>	<p>27年度 35%</p>	<p>直売所は、消費者が、生産者と「顔が見え、話ができる」関係で地域の農産物・食品を購入する機会の提供や学校給食等へ地場産物を安定的に供給する機能等を持つことから、直売所の販売状況を地産地消の推進のメルクマールとして設定し、目標を「地産地消の核となる直売所の運営・販売力の強化」とした。 目標となる数値は、農林水産省統計部が実施した「平成19年農産物地産地消等実態調査」の平成18年度の調査結果をもとに設定したものであるが、平成18年度は指標とする年間販売額1億円以上の通年営業の直売所の割合が16%(約6店に1店の割合)であった。地産地消の核となる直売所の運営・販売力の強化を図るため、これから10年後に目指すべき目標値として50%(2店に1店の割合)とした。 各年度の目標値については、毎年度、一定割合で増加するものとして設定した。 ※評価実施時期に、評価対象年度の実績値を把握できないことから、年度毎の目標値は、前年度の値を記入している。</p>

目標②		学校給食における地場産物の利用の促進								
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
(ア) 学校給食における地場産物を使用する割合	25%	22年度	30%	27年度	— (25%)	26%	27%	28%	29%	平成23年3月に定められた第2次食育推進基本計画において、「学校給食において都道府県単位での地場産物を使用する割合の増加を目標とする。具体的には、平成16年度に全国平均で21%となっている割合(食材ベース)について、平成22年度までに30%以上とすることを目指していたが、目標を達成していないため、引き続き27年度までに30%以上とすることを旨とする」とされていることから、当初の食育推進基本計画の目標年度であった平成22年度の25.0%を基準とし、平成27年度の30%を目標として設定した。 各年度の目標値については、毎年度、一定割合で増加するものとして設定した。 ※評価実施時期に、評価対象年度の実績値を把握できないことから、年度毎の目標値は、前年度の値を記入している。

各指標における実績値の把握方法及び達成度合の判定方法

	指標(ア)	把握の方法	フード・アクション・ニッポン推進本部事務局において把握。
		達成度合の判定方法	達成度合=(当該年度実績値-平成22年6月末基準値)/(当該年度目標値-平成22年6月末基準値)×100 Aランク:90%以上、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
	指標(イ)	把握の方法	食料需給表(大臣官房食料安全保障課)により把握。
		達成度合の判定方法	おおむね有効:前年度の一人当たり米の消費量の増減率と同等以上 有効性の向上が必要である:前年度の一人当たり米の消費量の増減率△1ポイントまで 有効性に問題がある:前年度の一人当たり米の消費量の増減率△1ポイント以下
	指標(ウ)	把握の方法	食生活指針の実践状況等に関する調査(消費・安全局消費者情報官)により把握。
		達成度合の判定方法	達成度合=当該年度実績値/当該年度目標値×100 Aランク:90%以上、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
	指標(エ)	把握の方法	米穀の新用途への利用の促進に関する法律に基づく生産製造連携事業計画の認定実績により把握。
		達成度合の判定方法	達成度合=(当該年度実績値-平成21年度基準値)/(当該年度目標値-平成21年度基準値)×100 Aランク:90%以上、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満

施策(1)	目標①	指標(オ)	把握の方法	都道府県を通じた調査等により把握。
			達成度合の判定方法	達成度合 = (当該年度実績値 - 平成20年基準値) / (当該年度目標値 - 平成20年基準値) × 100 Aランク:90%以上、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
		指標(カ)	把握の方法	大豆生産状況調査(生産局穀物課)により把握。
			達成度合の判定方法	達成度合 = (当該年度実績値 - 平成20年度基準値) / (当該年度目標値 - 平成20年度基準値) × 100 Aランク:90%以上、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
		指標(キ)	把握の方法	野菜生産出荷統計(統計部)の加工向け及び業務用の出荷量により把握。
			達成度合の判定方法	達成度合 = (当該年度実績値 - 平成20年度基準値) / (当該年度目標値 - 平成20年度基準値) × 100 Aランク:90%以上、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
		指標(ク)	把握の方法	青果物卸売市場調査報告(統計部)により把握。
			達成度合の判定方法	達成度合 = (1 - (当該年度の5年間平均変動係数 - 当該年度目標値) / 当該年度目標値) × 100 Aランク:90%以上、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
		指標(ケ)	把握の方法	支援事業等における優良品目・品種への転換面積により把握。
			達成度合の判定方法	達成度合 = (当該年度転換面積 / 平成20年度面積 × 100) / 当該年度目標値 × 100 Aランク:90%以上、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
		指標(コ)	把握の方法	花き生産出荷統計調査(統計部)及び花木等生産状況調査(生産局)により把握。
			達成度合の判定方法	達成度合 = { 当該年実績値 - (平成20年基準値 - (年平均減少額 × 平成20年からの年数)) } / { 当該年目標値 - (平成20年基準値 - (年平均減少額 × 平成20年からの年数)) } × 100 Aランク:90%以上、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
		指標(サ)	把握の方法	用途別販売実績(社団法人中央酪農会議)により把握。
			達成度合の判定方法	達成度合 = (当該年度実績値 - 平成21年度基準値) / (当該年度目標値 - 平成21年度基準値) × 100 Aランク:90%以上、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満

		指標(シ)	把握の方法	食肉流通統計、食鳥流通統計(統計部)により把握
			達成度合の判定方法	[牛肉] 平成14年度(BSE発生の翌年度)から平成22年度までの9年間の標準偏差(σ):0.9 おおむね有効:基準値 $\pm\sigma$ (51万t以上53万t以下の場合) 有効性の向上が必要である:基準値 $\pm 2\sigma$ (50万t以上51万t未満又は53万tを超え54万t以下の場合) 有効性に問題がある:上記の範囲を超える場合(50万t未満又は54万tを超える場合)
				[豚肉] 平成14年度(BSE発生の翌年度)から平成22年度までの9年間の標準偏差(σ):2.4 おおむね有効:基準値 $\pm\sigma$ (124万t以上128万t以下の場合) 有効性の向上が必要である:基準値 $\pm 2\sigma$ (121万t以上124万t未満又は128万tを超え131万t以下の場合) 有効性に問題がある:上記の範囲を超える場合(121万t未満又は131万tを超える場合)
		指標(ス)	把握の方法	卸売価格(JA全農たまご東京M相場)により把握。
			達成度合の判定方法	おおむね有効: $\pm 25\%$ 以内、有効性の向上が必要である: $\pm 25\% \sim 27.5\%$ 、有効性に問題がある: $\pm 27.5\%$ 以上
		施策(2)	目標①	指標(ア)
達成度合の判定方法	達成度合 = 当該年度の実績割合(年間販売額1億円以上の通年営業の直売所数 / 通年営業の直売所数 $\times 100$) / 当該年度目標割合 $\times 100$ Aランク:90%以上、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満又は基準値以下			
目標②	指標(ア)		把握の方法	文部科学省が行う調査により把握。。
			達成度合の判定方法	達成度合 = (当該年度実績値 - 基準値) / (当該年度目標値 - 基準値) $\times 100$ Aランク:90%以上、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
政策手段一覧(別紙参照)				

(参考)用語解説

注1 フード・アクション・ニッポン	農業者、食品製造業者、流通業者、自治体等幅広い分野の関係者が一体となって推進する、日本の食料自給率向上に向けた国民運動。
注2 推進パートナー	「フード・アクション・ニッポン」の趣旨に賛同する民間企業・団体等。
注3 食生活指針	食習慣の乱れ、栄養バランスの偏り等、近年の食生活の様々な問題を踏まえ、健康の増進、生活の質の向上、食料の安定供給の確保等を図るための指針として、平成12年に当時の文部省、厚生省、農林水産省が決定。
注4 米粉用米・飼料用米	米粉用米:米穀以外の穀物の加工品に代替して用いられる米穀粉の原材料として用いられる米穀。 飼料用米:家畜の飼料用に供される米。輸入とうもろこしに代替する国産飼料原料として増産傾向にある。
注5 パン・中華めん用品種	パンや中華めんの原料となる強力粉・準強力粉向けに育成された小麦品種。中力粉向けに育成された日本めん用品種(タンパク含有率7.5%~10.5%)に比べ、タンパク含有率が高い(11.5~13.0%)こと等から、弾力の強い生地となり、パンの膨らみや中華めんの強いコシを生み出すことが可能となる。 我が国では北海道における春播き小麦「春よ恋」などがあるが、収量性が低いこと等から作付けが広がらない状況にある。
注6 秋播き小麦	北海道においては、9月頃播種を行い翌年7月下旬から8月上旬にかけて収穫を行う小麦のことを言う。都府県においては、10~11月頃に播種を行い翌年6月頃に収穫を行う。 (参考) 春播き小麦:北海道においては、4月頃播種を行い、8月中旬頃に収穫を行う。
注7 大豆300A技術	大豆300A技術とは、単収300kg/10aと、品質の良い大豆(Aクラスというイメージ)の生産を可能とする技術として、(独)農業・食品産業技術総合研究機構において開発したもの。 具体的には、畝をたてて播種位置を高くする等により、排水性を改善させ湿害を回避し、単収向上を図る技術。 これまでの実証の結果、慣行の栽培方法と比較して、単収が1.2倍~1.3倍に向上。
注8 指定野菜	消費量が相対的に多く又は多くなることを見込まれる野菜。具体的には以下の14品目。キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、トマト、なす、にんじん、ねぎ、はくさい、ピーマン、レタス、たまねぎ、ばれいしょ、ほうれんそう。

政策手段一覧（政策分野名：2. 国産農畜産物を軸とした食と農の結び付きの強化）

No	政策手段 (開始年度)	上段：予算の状況/<減収見込額> 下段：(執行額)/(<減収額>) (百万円)		23年度 当初予算額/ <減収見込額> (百万円)	関連する 指標	政策手段の概要及び目標との関連性
		21年度	22年度			
(1)	米穀の新用途への利用の促進に関する法律 (平成21年)	—	—	—	(1)-①-(エ)	<p>新用途米穀の生産者は、新用途米穀加工品(米粉・飼料用等)の製造事業者(必要に応じ米粉パン等の製造事業者や畜産農家等を含む。)と共同して、新用途米穀の生産から新用途米穀加工品の製造等までの一連の工程の総合的な改善を図る事業に関する計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けることが可能。</p> <p>生産製造連携事業計画の認定により、新用途米穀の生産から加工品の製造等までの一連の工程の改善が促進され、米粉用米・飼料用米の消費喚起及び供給拡大に寄与する。</p>
(2)	野菜生産出荷安定法 (昭和41年)	—	—	—	(1)-①-(ク)	<p>主要な野菜について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一定の生産地域におけるその生産及び出荷の近代化を計画的に推進 ・その価格の著しい低落があった場合における生産者補給金の交付 等を実施。 <p>価格低落による野菜農家の経営に及ぼす影響を緩和することにより、消費者への安定的な野菜の供給に寄与する。</p>
(3)	果樹農業振興特別措置法 (昭和36年)	—	—	—	(1)-①-(ケ)	<p>果樹農業の健全な発展に資するため</p> <ul style="list-style-type: none"> ・果実の需給の動向に即応した計画的な果樹農業の振興 ・合理的な果樹園経営基盤の確立 ・果実の生産及び出荷の安定 ・果実の流通及び加工の合理化 等の措置を実施。 <p>本法に基づき、22年7月に農林水産省が策定した果樹農業振興基本方針に沿って支援事業を措置し、消費者ニーズの高い優良果実の供給を拡大することにより、生産数量目標の達成に向けた国産果実の消費喚起及び供給拡大に寄与する。</p>

No	政策手段 (開始年度)	上段: 予算の状況/<減収見込額> 下段: (執行額)/(<減収額>) (百万円)		23年度 当初予算額/ <減収見込額> (百万円)	関連する 指標	政策手段の概要及び目標との関連性
		21年度	22年度			
(4)	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律 (昭和29年)	—	—	—	(1)-①-(シ)	酪農及び肉用牛生産振興に資するため、 ・酪農及び肉用牛生産の近代化を総合的かつ計画的に推進するための措置 ・酪農適地に生乳の濃密生産団地を形成するための集約酪農地域の制度 ・上記に関連して生乳等の取引の公正、牛乳及び乳製品の消費の増進並びに肉用子牛の価格の安定及び牛肉の流通の合理化の措置を実施。 本法に基づき、酪農及び肉用牛生産の健全な発達並びに農業経営の安定を図るとともに、牛乳・乳製品及び牛肉の安定的な供給等に寄与する。
(5)	牧野法 (昭和25年)	—	—	—	(1)-①-(シ)	地方公共団体の行う牧野の管理を適正にし、その他牧野の荒廃をの防止のための措置を実施。 国土の保全及び牧野の高度化を図ることにより、国産畜産物の供給拡大に寄与する。
(6)	肉用子牛生産安定等特別措置法 (昭和63年)	—	—	—	(1)-①-(シ)	指定肉用子牛の平均売買価格が保証基準価格を下回った場合に、生産者に対し生産者補給金を交付するとともに、畜産の振興に資する施策を実施。 肉用子牛生産の安定その他食肉に係る畜産の健全な発達を図ることにより、牛肉等の生産量の確保に寄与する。
(7)	家畜商法 (昭和24年)	—	—	—	(1)-①-(シ)	家畜商について、免許及び営業保証金の供託等の制度を実施。 家畜商の業務の健全な発展及び公正な家畜取引の確保を図ることにより、牛肉等の生産量の確保に寄与する。
(8)	家畜取引法 (昭和31年)	—	—	—	(1)-①-(シ)	家畜市場を開設・運営しようとする者に対して徴収する料金の種類等の最小限度の登録基準を設けるとともに、地域家畜市場の再編整備を促進するための整備地域の指定等を実施。 公正な家畜取引及び適正な価格形成を確保し、家畜流通の円滑を図ることにより、牛肉等の生産量の確保に寄与する。
(9)	家畜改良増殖法 (昭和25年)	—	—	—	(1)-①-(シ) (1)-①-(ス)	家畜の改良増殖を計画に行うための措置並びにこれに関連して必要な種畜の確保及び家畜の登録に関する制度、家畜人工授精及び家畜受精卵移植に関する措置を実施。 畜産業振興の基礎となる家畜の改良増殖を促進することにより、国産畜産物の供給拡大に寄与する。

No	政策手段 (開始年度)	上段: 予算の状況/<減収見込額> 下段: (執行額)/(<減収額>) (百万円)		23年度 当初予算額/ <減収見込額> (百万円)	関連する 指標	政策手段の概要及び目標との関連性
		21年度	22年度			
(10)	飼料需給安定法 (昭和27年)	—	—	—	(1)-①-(シ) (1)-①-(ス)	輸入飼料の買入、保管、売渡をの実施に関する措置を実施。 飼料の需給及び価格の安定を図ることにより、国産畜産物の安定供給に寄与する。
(11)	養鶏振興法 (昭和35年)	—	—	—	(1)-①-(シ) (1)-①-(ス)	優良な資質を備える鶏の普及及び養鶏経営の改善のための措置を実施。 農家経済の安定を図ることにより、国産畜産物の供給拡大に寄与する。
(12)	畜産物の価格安定に関する法律 (昭和36年)	—	—	—	(1)-①-(シ) (1)-①-(ス)	<ul style="list-style-type: none"> 指定乳製品の価格が著しく低落し、または低落するおそれがあると認められる場合に乳業者が行う調整保管の計画の農林水産大臣による認定 指定食肉、鶏卵の価格が著しく低落し、又は低落すると見込まれる場合に、農業協同組合等が実施する指定食肉、鶏卵の保管・売渡に係る計画に対する農林水産大臣の認定 農畜産業振興機構による指定食肉の買入・交換・売渡等を実施。 畜産物の価格の安定を図ることにより、畜産及びその関連産業の健全な発達が促進され、目標である牛肉等の生産量の確保に寄与する。
(13)	主要農作物種子法 (昭和27年)	—	—	—		主要農作物の優良な種子の生産及び普及を促進するため、種子の生産について、ほ場審査その他の措置を実施。 優良な種子生産及び普及が促進されることにより、国産農畜産物の供給拡大に寄与する。
(14)	農業改良助長法 (昭和23年)	—	—	—		効率的かつ安定的な農業経営の育成及び地域の特性に即した農業の振興を図ること等を目的として普及事業を実施。 普及指導活動を通じ、農業経営体の育成、農業の振興を図ることにより、国産農産物の供給拡大に寄与する。
(15)	砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律 (昭和40年)	—	—	—		<ul style="list-style-type: none"> 輸入糖と国内産糖との価格調整を図るため、甘味資源作物及び国内産糖について交付金を交付する措置等を実施。 輸入でん粉等と国内産いもでん粉との価格調整を図るため、でん粉原料用いも及び国内産いもでん粉について交付金を交付する措置等を実施。 甘味資源作物生産者等の経営の安定化を図ることにより、砂糖の安定的な供給の確保に寄与する。

No	政策手段 (開始年度)	上段: 予算の状況/<減収見込額> 下段: (執行額)/(<減収額>) (百万円)		23年度 当初予算額/ <減収見込額> (百万円)	関連する 指標	政策手段の概要及び目標との関連性
		21年度	22年度			
(16)	養ほう振興法 (昭和30年)	—	—	—		みつ源植物の保護増殖及びほう群配置の適正を期するための措置を実施。 蜂蜜、蜜蝋の増産及び農産物等の花粉受精の効率化を図ることにより、 国産農畜産物の安定供給に寄与する。
(17)	加工原料乳生産者補給金等暫定 措置法 (昭和40年)	—	—	—		①取引条件が不利な加工原料乳向けの生乳に対して、(独)農畜産業振 興機構による補給金の交付。 ②指定乳製品等の輸入、売渡等。 生乳の価格形成の合理化と牛乳及び乳製品の価格の安定を図ること により、酪農及びその関連産業の健全な発展を促進し、国産畜産物の供給 拡大に寄与する。
(18)	食料自給率向上国民運動拡大推 進事業 (平成20年度) (主)	1700 (1684)	1000 (946)	950	(1)-①-(ア)	国民一人一人が食料自給率の現状を理解し、食生活の中で国産農産物 等を積極的に選択する等の具体的な行動を起こすよう普及・啓発するととも に、食品関連事業者等食料自給率向上に取り組む企業等の広範な組織 化を図る。 国産農産物を積極的に選択する国民や、国産農畜産物の消費拡大に積極 的に取り組む企業等の増加により、国産農畜産物の消費拡大に寄与する。
(19)	国産食料品等ポイント活動モデル 実証事業 (平成21年度) (主)	80 (80)	80 (76)	72	(1)-①-(ア)	食料品販売事業者等が行う国産食料品にポイントを付与する取組の導 入・実施に必要な経費を支援。 消費者に国産食料品等購入の具体的なインセンティブを付与することよ り、国産農畜産物の消費拡大に寄与する。
(20)	日本型食生活の推進 (平成22年度) (主)	—	422 (392)	314	(1)-①-(イ)	食品産業等と連携した朝食欠食の改善や米飯学校給食の推進による米 消費拡大の取組を実施。また、医師等の専門家を通じて健康面からごはん 食の効用を分かりやすく発信してもらい取組を支援。 朝ごはんの摂取促進や米飯学校給食の推進等を図ることにより、国産米 の消費拡大に寄与する。
(21)	食育実践活動推進事業 (平成22年度) (主)	—	353 (310)	195	(1)-①-(ウ)	企業、学校、消費者団体等が連携して取り組む「日本型食生活」の実践 等を促進するため、広域的、先進的な全国への波及効果が期待できる活 動等を支援。 「生涯食育社会」の構築に向け、各世代ごとの食生活上の課題を踏ま えた啓発手法の検討・普及等を実施。 消費者が望ましい食習慣の実現及び食の安全について、自ら考えること を促進するとともに、「食」について関心を持ち、自ら考える習慣を身につけ させる「食育」を推進することにより、「日本型食生活」の実践に取り組む人 の割合の向上を図り、国産農畜産物の消費喚起等に寄与する。

No	政策手段 (開始年度)	上段: 予算の状況/<減収見込額> 下段: (執行額)/(<減収額>) (百万円)		23年度 当初予算額/ <減収見込額> (百万円)	関連する 指標	政策手段の概要及び目標との関連性
		21年度	22年度			
(22)	消費・安全対策交付金 (平成17年度) (関連: 政策分野1、4)	2,416の内数 (1,747の内数)	4,781の内数 (4,275の内数)	3,023の内数	(1)-①-(ウ)	都道府県等は、次の各分野について、地域の実態を踏まえて具体的な目標を設定し、その目標を達成するために必要な事業を総合的に実施。 ①農畜産物の安全性の向上、②食品事故対応等のためのトレーサビリティの普及、③伝染性疾病・病害虫の発生予防・まん延防止、④地域における日本型食生活等の普及の推進。 地方の自主性の下、地域における食育活動を支援・推進することにより、「日本型食生活」の実践に取り組む人の割合の向上を図り、国産農畜産物の消費喚起等に寄与する。
(23)	食品安定供給施設整備資金(米穀 新用途利用促進) (平成21年度) (主)	—	5,400の内数 (620)	4,000の内数	(1)-①-(エ)	米穀の新用途への利用の促進に関する法律の規定により農林水産大臣の認定を受けた生産製造連携事業計画に基づいて行う新用途米穀加工品の製造施設等の整備を図るのに必要な資金を(株)日本政策金融公庫から融通することによって、米粉・飼料用米の低コストの生産・流通システムの確立を促進。 米粉・飼料用の低コストの生産・流通システムの確立が図られることにより、米粉用米・飼料用米の消費喚起及び供給拡大に寄与する。
(24)	戦略作物生産拡大関連施設緊急 整備事業 (平成23年度) (主)	—	—	8,666	(1)-①-(エ) (1)-①-(オ) (1)-①-(カ)	戸別所得補償制度による食料自給率の向上に向けた生産拡大を実現するために、制度導入初年度(平成23年度)における緊急対策として、麦、大豆、新規需要米等に係る体制整備や共同利用施設の整備等を支援。 大幅な生産の拡大が見込まれる戦略作物(麦、大豆、新規需要米、そば、なたね)等について、その拡大に見合った産地の生産体制を整備することにより、生産数量目標の達成に寄与する。
(25)	戦略作物生産拡大関連基盤緊急 整備事業 (平成23年度) (主、関連: 政策分野7)	—	—	22,000	(1)-①-(エ) (1)-①-(オ) (1)-①-(カ)	戸別所得補償制度による食料自給率の向上に向けた生産拡大を実現するために、制度導入初年度(平成23年度)における緊急対策として、麦、大豆、新規需要米等に係る基盤整備等を支援。 戦略作物等の生産拡大の支障を取り除くために必要な条件整備を実施することにより、生産数量目標の達成に寄与する。

No	政策手段 (開始年度)	上段: 予算の状況/<減収見込額> 下段: (執行額)/(<減収額>) (百万円)		23年度 当初予算額/ <減収見込額> (百万円)	関連する 指標	政策手段の概要及び目標との関連性
		21年度	22年度			
(26)	農業者戸別所得補償制度 (平成23年度) (関連: 政策分野5)	—	559,558 (500,415)	646,802	(1)-①-(オ) (1)-①-(カ)	販売価格が生産費を恒常的に下回っている米、麦、大豆等の主要農産物に係る所得を補償するための交付金及び水田の有効活用を促進するための交付金を交付するとともに、産地資金により、地域の実情に即した水田における麦・大豆等の戦略作物の生産性向上等の取組等を支援。 農業経営の安定と国内生産力の確保を図るとともに、戦略作物への作付転換を促すことにより、パン・中華めん用麦の作付拡大や大豆300A技術の取組の推進に寄与する。
(27)	産地活性化総合対策事業 (平成22年度) (主、関連: 政策分野1、8、11、19)	—	2,797の内数 (1,399の内数)	11,557の内数	(1)-①-(オ) (1)-①-(カ) (1)-①-(キ) (1)-①-(ク) (2)-①-(ア) (2)-②-(ア)	農業の持続的発展に向けた所得の増大、食料自給率の向上に向けた戦略作物の生産拡大や鳥獣被害対策の推進による産地の活性化を支援。また、その取組に必要な機械・施設の導入も支援。 産地の販売企画力の強化や生産技術力の強化等を図ることにより、国産農畜産物の消費喚起及び供給拡大に寄与する。
(28)	野菜価格安定対策事業 (昭和41年度) (主)	9,363 (9,363)	9,060 (9,060)	—	(1)-①-(ク)	(独)農畜産業振興機構が野菜価格低落時において、野菜生産者に交付する生産者補給金等を交付。 価格低落による野菜農家の経営に及ぼす影響を緩和し次期作の確保を図ることにより、野菜の安定的な供給に寄与する。
(29)	果樹・茶支援対策事業のうち果樹対策 (平成22年度) (主)	—	8,763 (868)	6,028	(1)-①-(ケ)	果樹の優良品目・品種への転換、高品質化を加速化するため、産地ぐるみで改植を実施した際の未収益期間に対する支援を実施。また、果樹の優良品目・品種への転換や小規模園地整備、計画生産・出荷の推進や緊急的な需給調整対策、自然被害果実の流通対策、契約取引の強化や加工原料供給の安定化を図るための加工流通対策を総合的に実施。 消費者ニーズの高い優良果実の供給拡大が可能となることにより、生産数量目標の達成に向けた国産果実の消費喚起及び供給拡大に寄与する。
(30)	国際園芸博覧会フロリアード2012 (仮称) 出展参加事業 (平成23年度) (主)	—	—	134	(1)-①-(コ)	オランダで2012年に開催される国際園芸博覧会(2012年フェンロー国際園芸博覧会)に政府出展(屋内展示)を行う。 この園芸博覧会に出展し、日本の園芸作物の評価を高めるとともに、世界の園芸産業の最新の動きや海外消費者の嗜好を把握し、輸出の拡大など国際競争力の向上を図ることにより、国産園芸作物の消費喚起及び供給拡大に寄与する。

No	政策手段 (開始年度)	上段: 予算の状況/<減収見込額> 下段: (執行額)/(<減収額>) (百万円)		23年度 当初予算額/ <減収見込額> (百万円)	関連する 指標	政策手段の概要及び目標との関連性
		21年度	22年度			
(31)	チーズ向け生乳供給安定対策事業 (平成23年度) (主)	—	—	8,768	(1)-①-(サ)	①チーズ向け生乳を対象に、指定生乳生産者団体を通じて生乳生産者に対し、供給量に応じて一律の助成金を交付。 ②チーズ向け生乳の供給安定を図るための会議の開催、指導。 需要の伸びが見込まれるものの、加工原料乳よりも乳価の低いチーズ向け生乳を対象に助成金を交付することにより、仕向量の増大と酪農経営の安定に寄与する。
(32)	独立行政法人農畜産業振興機構 に要する経費 (平成15年度) (主)	2,222 (2,222)	1,883 (1,883)	1,887	(1)-①-(シ)	独立行政法人畜産振興機構が行う畜産物の価格安定や砂糖・でん粉の価格調整等の業務を円滑に実施するために必要な人件費等の経費の一部を交付。 独立行政法人農畜産物振興機構が行う業務が円滑に推進されることにより、農畜産物価格の安定等に寄与する。
(33)	畜産防疫体制強化リース事業 (平成23年度) (主)	—	—	677	(1)-①-(シ)	口蹄疫等の海外悪性伝染病の侵入に備えて、畜産農家が自己防疫体制を強化するために必要となる衛生管理機器のリース導入に対して支援。 生産者の自己防疫体制を早急に整備することにより、国産畜産物の供給拡大に寄与する。
(34)	牛肉等関税財源畜産業振興対策 交付金 (平成3年度) (主)	56,563 (56,563)	52,098 (52,098)	61,562	(1)-①-(シ)	畜産農家の経営安定、食料自給率の向上及び安全・安心な国産畜産物の供給を図るための各種事業を実施。 畜産物価格の低落時に機動的に対応することにより、国産畜産物の安定的な供給に寄与する。
(35)	多様な畜産・酪農推進技術支援事業のうち家畜個体識別システム 活用推進 (平成23年度) (主)	—	—	87	(1)-①-(シ)	家畜個体識別システムと電子標識と組み合わせた高度な家畜個体識別システムによる畜産農家の飼養管理の効率化の推進を支援。 高度な個体識別システムの実用化により、家畜改良増殖目標(平成32年度)の達成に寄与する。

No	政策手段 (開始年度)	上段: 予算の状況/<減収見込額> 下段: (執行額)/(<減収額>) (百万円)		23年度 当初予算額/ <減収見込額> (百万円)	関連する 指標	政策手段の概要及び目標との関連性
		21年度	22年度			
(36)	多様な畜産・酪農推進技術支援事業のうち家畜改良対策推進事業 (平成17年度) (主)	159 (155)	499 (498)	666	(1)-①-(シ)	乳牛では、生涯生産性の向上やチーズ向け生乳生産に適した遺伝資源の活用、肉牛では脂肪交雑だけでなく、増体能力や飼料利用性の向上及び遺伝子育種の推進、口蹄疫発生農家等への優良家畜導入の推進を支援。 種畜の遺伝的評価を高い精度で評価するための体制整備、DNA解析情報を活用した評価手法の開発、多様な畜種の受精卵導入等を推進することにより、家畜改良増殖目標(平成32年度)の達成に寄与する。
(37)	多様な畜産・酪農推進技術支援事業のうち和牛精液当流通管理体制構築推進事業 (平成19年度) (主)	122 (102)	77 (71)	49	(1)-①-(シ)	精液ストロー等の流通管理の強化を図る体制の構築を支援。 和牛精液の生産、使用状況を集約する地域システムと全国システムの連携を行い、和牛遺伝資源を保護することにより、消費者ニーズ等に応えられるよう多様な育種資源の確保・利用し、家畜改良増殖目標(平成32年度)の達成に寄与する。
(38)	多様な畜産・酪農推進事業のうち畜産経営活性化サポート事業 (平成19年度) (主)	286 (278)	271 (239)	113	(1)-①-(シ)	畜産農家の自己判断による経営の高度化・多様化等を促進するための体制構築等を支援。 畜産農家自らが目指す経営を実現するための計画を作成できる体制を構築することにより、国産畜産物の供給拡大に寄与する。
(39)	飼料穀物備蓄対策事業 (昭和51年度) (主)	4,345 (4,168)	4,195 (3,902)	1,372	(1)-①-(シ) (1)-①-(ス)	配合飼料の主原料である飼料穀物備蓄を支援。 備蓄穀物20万トンを配合飼料メーカーに保管委託し、不測の事態にその備蓄穀物を機動的に放出することにより、畜産農家への配合飼料の安定的供給に寄与する。
(40)	飼料増産総合対策事業のうち国産粗飼料増産対策事業 (平成17年度) (主)	1,726 (1,068)	2,399 (2,247)	1,214	(1)-①-(シ) (1)-①-(ス)	新たに作業受託を始めるコントラクターや高品質・高収量な稲発酵粗飼料を生産・利用する取組等国産飼料の一層の生産と利用の着実な拡大を図る取組を支援。 資源循環型で飼料基盤に立脚した力強い畜産経営を確立することにより、飼料自給率の向上に寄与する。
(41)	飼料増産総合対策事業のうち草地生産性向上対策事業 (平成22年度) (主)	—	810 (487)	760	(1)-①-(シ) (1)-①-(ス)	高位生産性草地への転換、優良飼料作物種子の普及、飼料作物種子の調整保管等を支援。 草地における大幅な収量増を図るための草地改良の推進や、その効果を最大限引き出すための優良飼料作物種子の活用及び種子の安定供給の推進することにより、飼料自給率の向上に寄与する。

No	政策手段 (開始年度)	上段: 予算の状況/<減収見込額> 下段: (執行額)/(<減収額>) (百万円)		23年度 当初予算額/ <減収見込額> (百万円)	関連する 指標	政策手段の概要及び目標との関連性
		21年度	22年度			
(42)	飼料増産総合対策事業のうちエコ フィード緊急増産対策事業 (平成20年度) (主、関連: 政策分野19)	163 (16)	180 (68)	100	(1)-①-(シ) (1)-①-(ス)	TMRセンター等における食品残さの飼料利用拡大やエコフィード給与 畜産物の認証制度、食品産業と畜産農家とのマッチング等の取組に対し 支援。 量的・質的に安定したエコフィードの生産・供給体制の構築や関係者に 対する理解の醸成により、飼料自給率の向上に寄与する。
(43)	飼料増産総合対策事業のうち飼料 用米農薬安全確保対策事業 (平成21年度) (主)	633 (615)	0 (0)	261	(1)-①-(シ) (1)-①-(ス)	籾米等作物中への農薬残留試験及びこれらを給与した畜産物中の残留 試験等飼料用米を籾のまま給与する効率的な方法を推進する取組を支 援。 飼料用米の円滑な生産拡大及び畜産物の安全確保ことにより、飼料自給 率の向上に寄与する。
(44)	独立行政法人家畜改良センターに 要する経費 (平成13年度) (主)	8,505 (8,462)	7,972 (7,917)	7,696	(1)-①-(シ) (1)-①-(ス)	中期目標を達成するための「中期計画」及び毎事業ごとに定める「年度計 画」に即した業務を実施。 種畜等の供給、種畜検査の実施、畜産技術普及等のための取組を行うこ とにより、優良な家畜の普及及び飼料作物の優良な増殖に必要な種苗の 生産等に寄与する。
(45)	麦買入費(輸入飼料) (昭和28年度) (主)	103,324 (31,022)	54,280 (28,931)	65,053	(1)-①-(シ) (1)-①-(ス)	飼料需給安定法に基づき毎年度策定される「飼料需給計画」に従って、 飼料用麦の輸入を目的とした買入れを実施。 飼料の需給及び価格の安定を図ることにより、国産畜産物の安定供給に 寄与する。
(46)	配合飼料緊急運搬事業 (平成23年度1次補正) (主)	—	—	1次補正: 1,072	(1)-①-(シ) (1)-①-(ス)	東日本大震災により配合飼料の製造能力が大きく損なわれた東北地方 に対し、その回復に必要な期間において、他地域からの配合飼料の配送 を支援。 他地域から配合飼料を輸送することにより、東北地域での安定的な畜産 物の生産に寄与する。
(47)	鶏卵生産者経営安定対策事業 (平成23年度) (主)	—	—	5,189	(1)-①-(ス)	鶏卵の取引価格が補填基準価格を下回った場合に差額の9割を補填す るとともに、取引価格が通常の季節変動を超えて大幅に低下した場合に、 成鶏の更新に当たって長期の空舎期間を設ける取組に対して支援。 鶏卵の需給改善を推進することにより、鶏卵生産者の経営と鶏卵価格の 安定に寄与する。

No	政策手段 (開始年度)	上段: 予算の状況/<減収見込額> 下段: (執行額)/(<減収額>) (百万円)		23年度 当初予算額/ <減収見込額> (百万円)	関連する 指標	政策手段の概要及び目標との関連性
		21年度	22年度			
(48)	6次産業化推進整備事業(地産地消タイプ) (平成23年度) (関連:政策分野9)	—	—	305	(2)-①-(ア)	地産地消の活動に必要な施設の整備に対する支援。 地産地消の活動に必要な直売所、処理加工施設等の整備に対して支援することにより、地産地消活動の核となる直売所の運営・販売力の強化に寄与する。
(49)	農畜産業機械等リース事業(畜産新規就農等支援型) (平成22年度) (主)	—	682 (132)	171		施設、機械等の初期投資額が非常に大きな畜産経営において、畜産経営への新規就農の促進等に必要な農業機械等のリース方式での導入に対して支援。 農家負担を軽減することにより、畜産経営への新規就農の増加に寄与する。
(50)	農畜産業機械等リース支援事業のうち施設園芸省エネ設備導入型 (平成23年度) (主、関連:政策分野8、19)	—	—	304		農業者グループに対し、施設園芸から排出される温室効果ガスの削減に資する省エネルギー設備や先進的加温設備の導入を支援。 リース方式による施設園芸用省エネルギー設備の導入促進により、農業者の初期投資の負担を大幅に軽減させ、経営体の体質強化を図ることにより、国産農産物の供給拡大に寄与する。
(51)	農畜産業機械等リース事業のうちさとうきび安定生産確立対策事業 (平成23年度) (主)	—	—	300		さとうきび産地において、効率的かつ持続的なさとうきびの生産体制を確立するために必要となる農業機械等のリース導入を支援。 農業者の初期投資の負担を大幅に軽減させ、生産性の向上又は生産コストの縮減に資する農業機械の導入を促進し、さとうきびの安定的な生産体制の確立を図ることにより、砂糖の安定的な供給の確保に寄与する。
(52)	強い農業づくり交付金 (平成17年度) (主、関連:政策分野3、5、8)	55,739の内数 (39,432の内数)	22,664の内数 (21,486の内数)	3,127の内数		産地における加工・業務用需要への対応等による販売量の拡大、高付加価値化等による販売価格の向上、生産・流通コストの低減に向けた取組に必要な共同利用施設整備や小規模土地基盤整備等を支援。 産地の生産供給体制を確立することにより、国産農畜産物の供給拡大に寄与する。
(53)	農業機械化促進対策 (平成15年度) (主、関連:政策分野5)	—	—	1,965の内数		農作業事故防止に向けた地域における効果的・効率的な活動を促進するとともに、トラクターの事故防止に向けた取組を支援。 農作業事故防止活動や農業機械の開発・改良等の取組を通じて、農業生産性の向上を図ることにより、国産農畜産物の供給拡大に寄与する。

No	政策手段 (開始年度)	上段: 予算の状況/<減収見込額> 下段: (執行額)/(<減収額>) (百万円)		23年度 当初予算額/ <減収見込額> (百万円)	関連する 指標	政策手段の概要及び目標との関連性
		21年度	22年度			
(54)	協同農業普及事業交付金 (昭和58年度) (主)	3,597 (3,597)	3,597 (3,597)	3,234		都道府県における普及指導員の設置、普及指導員による農業者に対する技術・経営指導等を推進。 効果的・効率的な普及事業の推進を通じて、農業経営体の育成、農業の振興を図ることにより、国産農畜産物の供給拡大に寄与する。
(55)	果樹・茶支援対策事業のうち茶対策 (平成23年度) (主)	—	—	1,500		茶の優良品目・品種への転換、高品質化を加速化するため、産地ぐるみで改植等を実施した際の未収益期間に対する支援を実施。 茶園の若返りや競争力のある品種への転換を図ることにより、茶の消費喚起及び供給拡大に寄与する。
(56)	甘味資源作物・国内産糖調整交付金 (昭和40年度) (主)	7,068 (7,068)	7,991 (7,991)	9,169		(独)農畜産業振興機構が、甘味資源作物生産者等に交付する交付金の一部を交付。 甘味資源作物生産者等の経営の安定化を図ることにより、砂糖の安定的な供給の確保に寄与する。
(57)	糖価調整制度安定化緊急対策交付金 (平成23年度) (主)	—	—	32,950		甘味資源作物生産者等に対し、引き続き安定的な支援を実施するため、緊急に(独)農畜産業振興機構の砂糖勘定の収支改善を図るための交付金を交付。 砂糖勘定の収支改善を通じ、甘味資源作物生産者等の経営の安定化を図ることにより、砂糖の安定的な供給の確保に寄与する。
(58)	酪農環境負荷軽減支援事業 (平成18年度) (主、関連:政策分野8)	4,500 (4,500)	2,905 (2,905)	6,347		環境負荷軽減効果の高い営農活動を実践する酪農経営に対し、飼料作付面積に応じて奨励金を交付。 環境保全に取り組む酪農経営を確立させることにより、酪農の経営安定に寄与する。
(59)	学校給食用牛乳等供給推進事業 (昭和37年度) (主)	1,800 (1,800)	1,381 (1,381)	960		①遠隔地、離島など不利な供給条件を勘案した単価の補助 ②学校給食における飲用牛乳に加えたヨーグルト等の提供、保育所等での新規飲用実施を支援 ③HACCP取得工場から供給される場合は奨励金を交付 ④自県産牛乳を用いた高付加価値な牛乳の供給を支援 安全で品質の高い国産牛乳を年間を通じて学校給食用に安定的かつ効率的に供給し、牛乳飲用習慣の定着を図ることにより、児童・生徒の体位、体力の向上や、国産牛乳の供給拡大に寄与する。

No	政策手段 (開始年度)	上段: 予算の状況/<減収見込額> 下段: (執行額)/(<減収額>) (百万円)		23年度 当初予算額/ <減収見込額> (百万円)	関連する 指標	政策手段の概要及び目標との関連性
		21年度	22年度			
(60)	指定生乳生産者団体補給交付金 (昭和41年度) (主)	15,719 (15,719)	1,4119 (1,4119)	14,119		加工原料乳生産者補給金等暫定措置法に基づき、取引条件が不利な加工原料乳向けの生乳に対して補給金を交付。 加工原料乳に仕向けられる生乳の割合が多い地域の生乳の再生産の確保と生乳需給全体の安定により、全国の酪農経営の安定に寄与する。
(61)	加工原料乳等生産者経営安定対策事業交付金 (平成13年度) (主)	22 (22)	22 (22)	17		①加工原料乳価格が補填基準価格(過去3年間の平均取引価格)を下回った場合に、生産者と国の拠出(1:3)により設けた加工原料乳生産者積立金より、加工原料乳の生産者に補填金(価格低落の8割)を交付。 ②生産者積立金の管理、補填金の交付等の業務を実施するに当たり必要な経費を助成。 加工原料乳生産者補給金制度と一体となって、酪農経営の安定を図ることにより、生乳の再生産の確保及び牛乳乳製品の安定供給に寄与する。
(62)	乳製品国際規格策定活動支援事業 (平成23年度) (主)	—	—	23		①コーデックス規格案へのコメントとりまとめのための国内専門部会開催や日本代表団としてのコーデックス会合への参加等 ②IDFが作成する規格原案や分析法に我が国の意見を反映するための国内専門部会の開催やIDF諸会合への参加等 コーデックス規格への我が国の意見の反映等を図ることにより、乳製品需給と酪農経営の安定に寄与する。
(63)	新たな生乳需給安定手法の開発 (平成19年度) (主)	30 (24)	29 (20)	18		①生乳の需給見通しの策定に必要な情報収集、需要予測プログラムの検討等 ②生乳の検査技術の向上を図るための検討会の開催、研修会の開催、各種調査等 より正確な生乳の需給見通しに基づく計画的な生乳生産により、生乳需給と酪農経営の安定を図るとともに、生乳検査体制の整備により、消費者ニーズに応じた牛乳乳製品の品質の安定に寄与する。
(64)	東日本大震災農業生産対策交付金 (平成23年度1次補正) (主、関連:政策分野5、9)	—	—	1次補正: 34,134の内数		被災地等における農業生産復興のため、農業関連施設(乾燥調製貯蔵施設、鳥獣被害防止施設、農業研修教育施設、バイオマス・小水力等の再生可能エネルギー供給施設等)の整備や農業機械等のリース方式による導入等を支援。 復興に資する施設整備等を行うことにより、生産数量目標達成に重要な役割を果たす東北地方を中心とした国産農畜産物の供給力の回復に寄与する。

No	政策手段 (開始年度)	上段: 予算の状況/<減収見込額> 下段: (執行額)/(<減収額>) (百万円)		23年度 当初予算額/ <減収見込額> (百万円)	関連する 指標	政策手段の概要及び目標との関連性
		21年度	22年度			
(65)	被災農家経営再開支援事業 (平成23年度1次補正) (関連: 政策分野5)	—	—	1次補正: 5,221の内数		経営再開の意思のある被災農家が、地域において共同で行う復旧作業等の取組に対して支援金を交付。 地域農業の再生と早期の経営再開を図ることにより、国産農産物の供給拡大に寄与する。
(66)	被災家畜円滑処理・関連業種再開 支援事業 (平成23年度1次補正) (主)	—	—	1次補正: 649		被災農家の円滑な経営再開を図るため、死亡した家畜の円滑な処理等を支援。 死亡家畜を適正に処分し、畜産農家等の経営の継続・再建を図ることにより、国産農畜産物の供給力の回復に寄与する。
(67)	新用途米穀加工品等製造設備の 特別償却 (平成21年度)	—	<127> (<74>)	<156>	(1)-①-(エ)	米穀の新用途への利用の促進に関する法律に規定する生産製造連携事業計画について認定を受けた個人または法人が、その生産製造連携事業計画に記載された新用途米穀加工品等製造設備の取得等をした場合には、その取得価額の30%相当額の特別償却ができる制度を措置。 個人または法人の新用途米穀加工品等製造設備の取得に係る負担が軽減されることにより、米粉用米・飼料用米の消費喚起及び供給拡大に寄与する。
(68)	農林漁業用A重油に係る石油石炭 税の特例措置 (昭和53年度)	—	<1,140> (<1,065>)	<1,065>	(1)-①-(キ) (1)-①-(ク) (1)-①-(ケ) (1)-①-(コ)	ハウス栽培等で使用する農林漁業用A重油に対する輸入A重油に係る免税措置及び国産A重油に係る還付措置の特例措置。 施設園芸農家の経営の安定化を図ることにより、農林水産物の安定的な供給確保に寄与する。
(69)	独立行政法人農畜産業振興機構 において生産者負担金を管理する 場合、当該負担金を必要経費又は 損金算入の対象となるように措置 (平成23年度)	—	—	<632>	(1)-①-(シ)	生産者が(独)農畜産業振興機構に生産者負担金を納付し、(独)農畜産業振興機構において生産者負担金を管理する場合、当該負担金を必要経費又は損金の額に算入。 生産者負担金を必要経費又は損金算入の対象とし、養豚経営及び肉用牛肥育経営の安定を図ることにより、国産畜産物の供給拡大に寄与する。
(70)	肉用牛の売却による農業所得の課 税の特例 (昭和42年度)	<3,911> (<—>)	<5,720> (<—>)	—	(1)-①-(シ)	農業を営む個人又は農業生産法人が飼育した肉用牛の売却所得に係る所得税、法人税、住民税を一定の条件下で免除。 肉用牛生産農家の経営の安定及び生産意欲を確保して国産牛肉の安定的供給を図ることにより、牛肉の生産量の確保に寄与する。

No	政策手段 (開始年度)	上段: 予算の状況/ <減収見込額> 下段: (執行額)/ <減収額> (百万円)		23年度 当初予算額/ <減収見込額> (百万円)	関連する 指標	政策手段の概要及び目標との関連性
		21年度	22年度			
(71)	中小企業者が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除 (平成10年度)	< - > (< 389 >)	< - > (< 377 >)	-		取得価格の30%の特別償却又は7%の税額控除(税額控除については資本等の金額が3千万以下の中小企業者等の中小企業者に限る。)。新たな設備投資を促し、生産性の向上等を図ることにより、国産農畜産物の供給確保に寄与する。
(72)	農業用軽油に係る軽油引取税の課税免除の特例措置 (昭和53年度)	< - > (< 10,257 >)	-	-		農業機械等の動力源に使用する軽油について、軽油引取税の課税免除。 軽油をできるだけ安い価格で安定的に供給し、農業者等の負担の軽減を通じた経営の安定を図ることにより、農林水産物の安定的な供給確保に寄与する。
(73)	経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償却 (平成14年度)	< 38 > (< 38 >)	< 65 > (< 51 >)	< 60 >		沖縄振興特別措置法に基づき承認を受けた経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者で、同法の指定業種のうちその計画に係るものを主として営む個人もしくは法人が有する機械装置及び工場用建物等について、5年間27%の割増償却を認める。 ・指定中小企業者: 指定業種に属する事業を行う沖縄の中小企業者 ・指定業種: 砂糖製造業 近代的な装置・設備の導入を促し、沖縄の中小砂糖製造事業者の経営基盤の強化を図ることにより、砂糖の安定的な供給の確保に寄与する。
(74)	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に規定する家畜排せつ物の管理の用に供する施設に係る課税標準の特例措置 (平成11年度)	< 322 > (< - >)	< 289 > (< - >)	< 284 >		畜産業を営む者が新たに取得した家畜排せつ物法の管理基準に適合する施設について、その課税標準を、新たに固定資産税が課されることとなった年度から5年分に限り3/4の額に軽減。 堆肥化施設等の整備を促すことにより、適切な家畜排せつ物管理の促進に寄与する。
(75)	公害防止用設備に係る課税標準の特例措置 (昭和44年度)	< 19 > (< - >)	< 15 > (< - >)	< 13 >		水質汚濁防止法に規定する特定施設を有する畜産事業場が、期間内に新設する汚水又は廃液の処理施設の課税標準を1/3の額に減額。 より環境保全効果の高い汚水処理施設の導入を促すことにより、適切な家畜排せつ物管理の促進に寄与する。

(注1) 政策手段のうち、予算事業については、平成23年度補正予算(第2号)までを記載している。

(注2) 当該政策分野に対応する予算の項に位置付けられている予算事業については、「政策手段」の欄に、「主」と記載している。
また、予算事業が複数の政策分野に関係する場合には、「政策手段」の欄に、関係する政策分野の番号を記載している。